

障がいのあるかたへの減免等

個人市県民税 課税課市民税係 ☎38-2016

概要・要件	申請
【減免】 ■概要 所得割額の5割以内を減免 ■対象 ①または②に該当し、かつ③④に該当するかた①賦課期日(1月1日)前からすでに障がいを認定されているかたで前年中の所得が158万円以下であること②賦課期日(1月1日)の翌日以後に、障がいの認定を受けたかたで、前年中の所得が350万円以下であり、納税が著しく困難であること③納期限までに減免申請書を提出していること④個人市県民税を納付済みでないこと	減免申請書と障害者控除対象者認定書または障がい者手帳の写しを上記へ提出(郵送可)
【非課税】 ■概要 非課税 ■対象 前年の12月31日時点で、障がいを認定されているかたで、本人の前年中の所得が125万円以下であること	確定申告書または市民税・県民税申告書と障害者控除対象者認定書または障がい者手帳の写しを上記へ提出(郵送可・確定申告書の場合は、税務署へ提出)
【所得控除】 ■概要 本人または被扶養者が障がいを認定されている場合、26万円(特別障害者30万円・同居特別障害者53万円)を控除 ■要件 前年の12月31日時点で、障がいを認定されているかた	

軽自動車税 課税課管理係 ☎38-2015

- 概要** 軽自動車税を全額減免※障がい者等のかた1人に対し、軽自動車税(市税)・自動車税(県税)のうちいずれか1台分のみを減免
- 対象** 障がい者手帳・戦傷病者手帳を交付されたかた(以下「身体障がい者等」という)または身体障がい者等と生計を一にするかたが所有する軽自動車等のうち、次のいずれかに該当するものア.身体障がい者等本人が運転するものイ.身体障がい者等と生計を一にするかたが身体障がい者等のために運転するものウ.身体障がい者等のみで構成されている世帯の身体障がい者等を常時介護するかたが身体障がい者等のために運転するもの
- ※納税された後は減免できませんので、減免を希望されるかたは納税せず、提出期限までに申請書を提出してください。
- 申請** 納期限(5月31日)までに、上記へ提出してください。なお、平成28年度より減免申請書にマイナンバー(個人番号)の記入が必要になります。
- 【必要書類等】**
 ①軽自動車税減免申請書②平成28年度軽自動車税納税通知書③減免を受ける軽自動車等を運転されるかたの運転免許証(写し可)④身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のうちいずれか⑤印鑑⑥減免を受けるかたのマイナンバー(個人番号)が確認できる書類⑦減免を受けるかたの本人確認書類(代理のかたが申請される場合は、マイナンバー(個人番号)の提供についての委任状および代理のかたの本人確認書類が必要です。)※なお、自動車税の減免については西宮県税事務所(☎0798-23-7788)にて手続きをお願いします。

医療費関係 社会福祉課福祉医療係 ☎38-2076

- 【障害者医療および高齢障害者医療の適用】**
■概要 所得が一定以下のかたの健康保険(後期高齢者医療制度を含む)が適用される医療費について、県と市が自己負担金の一部を助成し、費用負担を軽減
■対象 身体障害者手帳1級から3級、療育手帳AまたはB1および精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの手帳の交付を受けており、受給者本人・配偶者および扶養義務者いずれもが市(区)町村民税所得割税額23万5千円未満のかた
■申請 印鑑・対象であることが確認できる手帳・健康保険証を持参の上、申請書を上記へ提出
- 【障害者医療および高齢障害者医療一部負担金の免除】**
■概要 災害等の特別な事情により、6カ月を限度に医療費の一部負担金を免除
■対象 災害または失業等特別な事情により、医療費の一部負担金の支払いが一時的に困難であると認定された障害者医療受給者および高齢障害者医療受給者のかた
■申請 申請書およびその他申請事由を証明する資料を上記へ提出

国民年金保険料 市民課管理係(年金担当) ☎38-2036

- 概要** 障害基礎年金等(1・2級)を受けている場合、届出により保険料を免除ただし、老齢基礎年金などの年金額を計算する場合、免除を受けた期間は、2分の1に減額
- 対象** 障害基礎年金等受給者
■申請 免除理由該当届・年金手帳・年金証書等受給している事が確認できるものを、上記へ提出(郵送可)

下水道使用料 下水道課 ☎38-2064

- 概要** 基本使用料部分を減免
- 対象** 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の対象者のいる世帯
■申請 減免申請書を障害福祉課へ提出

幼稚園・保育所等保育料 子育て推進課 ☎38-2128

子ども・子育て支援新制度の対象となる施設については、以下の減免制度があります。いずれも減免申請対象保育料の属する月の末日までに申請が必要です。

- 【減免】**
【所得が半分以下になるかた】
■概要 所得が著しく減少したため生活が困難なかたに、保育料の5割以内を減免
■対象 保育料の算定の基礎となった年の所得と当該年の所得を比して、所得の減少率が5割以上のかた
■申請 保育料減免申請書、当該年の収入状況について証明できるものを、上記へ提出
【主たる生計維持者が亡くなられたかた】
■概要 主たる生計維持者が亡くなられたかたに、保育料の5割を減免
■対象 主たる生計維持者が亡くなられたかた
■申請 保育料減免申請書、亡くなったことが分かる書類を、上記へ提出
【災害などに遭われたかた】
■概要 災害などにより居住している住宅に被害を受けたかたに、保育料の10割以内を減免
■要件 災害などにより居住している住宅に全・半壊、全・半壊などの被害を受けたかた(ぼやなどは除く。)
■申請 保育料減免申請書、り災証明書などを、上記へ提出

子育て家庭ショートステイ事業利用者負担額

- 【ひとり親世帯のかた】**
■概要 課税世帯の利用者負担額を非課税世帯の利用者負担額に減額
■対象 ひとり親世帯で課税世帯のかた
■申請 子育て家庭ショートステイ事業利用申請書を子育て支援センター(☎31-0637)へ提出

芦屋市ファミリー・サポート・センター利用料

- 【ひとり親世帯のかた】**
■概要 1回の利用料のうち報酬額の2分の1を助成。ただし1月あたり3万円を限度とする。
■対象 ひとり親世帯の世帯主で次の①～③のいずれかに該当するかた①生活保護法による保護を受けているかた②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等および特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援の給付を受給されているかた③市町村民税が非課税世帯のかた
■申請 活動の報告書の写しと芦屋市ファミリー・サポート・センター利用助成金交付申請書を子育て支援センター(☎31-0637)へ提出

留守家庭児童会育成料 青少年育成課 ☎22-0358

- 概要** 保護者の前年度の市民税所得割額の合計額が12万円以下のかたは、育成料(月額8千円・延長保育加算3千円・土曜日保育加算1,600円)を減免
■対象 【全額免除】生活保護世帯および、母子・父子家庭で保護者の市民税所得割額が非課税の世帯【75%減額】保護者の市民税所得割額が非課税の世帯【50%減額】保護者の市民税所得割額の合計額が6万円以下の世帯【25%減額】保護者の市民税所得割額の合計額が12万円以下の世帯【第2子減額】同一世帯から、2人以上の児童が入級している場合の2人目以降の児童は50%減額(前記の減額に該当する場合は、減額後の育成料から50%減額)
■申請 育成料減額免除申請書、生活保護適用証明書または市県民税課税証明書(市民税所得割額が非課税の母子・父子世帯のかたは、児童扶養手当証書・医療費受給者証のいずれかの写し)を上記へ提出

固定資産税・都市計画税 課税課固定資産税係 ☎38-2017

- 【火災などに遭われた物件の所有者のかた】**
■概要 災害を受けた日以後に、納期限が到来する納期分にかかる固定資産税・都市計画税の10割以内を減免
■対象 ①②の要件に該当するかた①火災などにより、所有する固定資産に損害を受けたこと②納期限までに減免申請書を提出していること
■申請 ①減免申請書②り災証明書等③所有者のかたのマイナンバー(個人番号)が確認できる書類④所有者のかたの本人確認書類を上記へ提出(郵送可)

住宅使用料 住宅管理センター ☎38-2026

- 概要** 市営・改良・従前居住者用住宅入居者で、著しく所得の低いかたの住宅使用料を減免
■対象 収入基準月額が非課税所得(遺族年金・障害年金・児童扶養手当など)含めて6万円以下のかた(4万円以下50%減免、4万1円以上6万円以下30%減免)
■申請 住宅使用料等減免・徴収猶予申請書(非課税所得があるかたはその証明書)を上記へ提出

※障がい者手帳とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳です。